

第 号意見書案

「物流の**2024年問題**」にオールジャパンで対応するため、都道府県が「運輸事業振興助成交付金」を減額できないよう制度改正を求める意見書

平成**23**年8月、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めた「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立・公布され、衆・参両議院において、本交付金の創設経緯及び本法施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、運輸事業の振興助成の手法の在り方等について検討を加え、必要な措置を講ずること、及び各都道府県における同交付金の交付実績について毎年度把握し、本法の趣旨にのっとり交付が行われるよう都道府県に対して要請すること等の附帯決議が付された。

本法成立後、多くの都道府県において、本法の趣旨にのっとり「運輸事業振興助成交付金」が適切に交付されている中、一部の都道府県では本交付金の減額が長年継続されており、中でも大阪府においては、毎年度**400**億円以上の軽油引取税歳入があるにもかかわらず、ここ数年、削減率約**40%**、金額にして約**4**億円以上が毎年度減額されている。

「**2024年問題**」を控える物流業界では、慢性的な人材不足や高齢化によるドライバー不足をはじめ、長時間労働やインターネット通販サイトの需要拡大に伴う物流量の増加や再配達問題などが深刻化しており、政府は、本年6月2日「物流革新に向けた政策パッケージ」において、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策を決定するなど、荷主・事業者・一般消費者が一体となったわが国の物流を支える環境整備を図るべく取組みを強化している。

そのような中、都道府県による「運輸事業振興助成交付金」の減額が今後も継続されることになれば、同交付金の目的である運輸事業の振興が達成されないばかりか、「物流の**2024年問題**」に対するオールジャパンの取組効果についても限定的なものとなってしまい、ひいては日本経済に大きな悪影響を及ぼし兼ねないものと考えられる。

よって、国に対し、「物流の**2024年問題**」にオールジャパンで対応し、日本経済をさらに発展・成長させるため、都道府県が「運輸事業振興助成交付金」を減額することなく国基準額を全額交付するべく、直ちに現行制度を改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第**99**条の規定により提出する。

第 号意見書案

都道府県が国の財源措置額を下回ることなく着実に「私立高等学校等経常費助成費補助金」等の私学助成を執行するよう制度改正を求める意見書

私学助成については、昭和45年度に「私立大学等経常費補助金」の創設によって、私立大学等の人件費を含む教育研究に係る経常的経費に対する補助が開始され、高等学校以下の私立学校に対しても都道府県において経常費補助が行えるよう地方交付税により都道府県に対する財源措置が講じられるなど格段の充実が図られたが、その後の物価高騰や人件費上昇による経常費の増大が、私学側の自主的努力による収入の伸びを上回り、私学財政の支出超過が増幅する方向となったため、私学助成について法律の制定を求める声が高まり、議員立法という形で「私立学校振興助成法」が成立、昭和51年4月から施行され、今日に至っている。

本法の制定により、昭和50年度に創設された「私立高等学校等経常費助成費補助金」の法的根拠が整備され、私学振興施策のさらなる充実が図られたものの、現在、一部の都道府県において国の財源措置額を下回る額しか私学に対して助成しない、いわゆる「中抜き」の状態が継続しており、大阪府においても令和5年度当初予算ベースで「生徒1人当たり28,527円」が減額され、全国平均を大きく下回る状況にある。

近年、世帯の所得やこどもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費の負担軽減等を図るため、私立高等学校等の授業料無償化を推進する動きが全国の都道府県に広がっているが、「私立高等学校等経常費助成費補助金」など従来の私学助成を都道府県が減額し、それを授業料無償化の財源に充てているとすれば、それは単なる予算の付け替えによる見せかけであり、人件費や教育研究費など私学の経常的経費に対して本来都道府県が行うべき助成をなおざりにしていると言わざるを得ない。

建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を実践し、わが国の公教育の重要な一翼を担う私学の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等、安心して私学で学ぶことのできる環境を持続的に支援することは、次代を担う子どもたちの教育力向上のため極めて重要であると考えます。

よって、国は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、都道府県が国の財源措置額を下回ることなく、着実に「私立高等学校等経常費助成費補助金」等の私学助成を執行するべく、制度改正に着手されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。